

**久留米市次期総合計画策定に係る市民意見聴取支援業務委託
公募型プロポーザル募集要項**

1. 目的

久留米市では令和8年度を始期とする次期総合計画の策定に向けて検討を進めている。本計画策定をきっかけに、市民の市政への関心向上や市政参画の機運醸成につなげることを目的とし、多様な市民参画の機会を設け、効果的な市民ワークショップ及びアンケート調査の企画・運営支援を行うとともに、より多くの市民の目に留まる広報ツールデザインの制作などを行う。

本要項は、「久留米市次期総合計画策定に係る市民意見聴取支援業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

久留米市次期総合計画策定に係る市民意見聴取支援業務

(2) 業務内容

別添「久留米市次期総合計画策定に係る市民意見聴取支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年11月11日（月）まで

3. 予算額

見積額の上限は3,940,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

なお、アンケートフォームの運用に別途費用が発生する場合、運用に係る費用の見積額の上限は456,000円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

- (1) 福岡県内に本社(本店)又は支店・営業所等があること。なお、共同企業体（JV）の場合は、代表事業者が要件を満たすこと。

※ 単独で対象業務を行えない場合、適正な業務を遂行できる共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成する組織をいう。以下同じ。）と

して参加することができる。その場合、参加申込書等提出時までには共同企業体を構成し、代表者を決め、他のものは構成員として参加するものとする。また、共同企業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することができない。なお、共同企業体の代表者及び構成員は、共同企業体結成予定書を作成し、提出すること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (4) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していること。
- (5) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料(個人事業主に限る。)
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

6. スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

	項目	日程	事業者 参加
①	公告	令和6年6月7日(金)	
②	募集要項等配布	令和6年6月7日(金)～6月17日(月)	○
③	質問書受付	令和6年6月7日(金)～6月17日(月)	○
④	質問に対する回答	令和6年6月21日(金)【予定】	
⑤	参加申込書受付	令和6年6月7日(金)～6月17日(月)	○
⑥	書類審査の結果通知	令和6年6月26日(水)	
⑦	企画提案書類の受付	令和6年6月7日(金)～6月28日(金)	○
⑧	プレゼンテーション審査	令和6年7月3日(水)【予定】	○
⑨	候補者選定の審議	令和6年7月3日(水)【予定】	
⑩	審査結果公表・通知送付	令和6年7月5日(金)【予定】	
⑪	契約締結	令和6年7月上旬頃【予定】	

○各項目における詳細内容

すべての書類は市のホームページからダウンロードしてください

《URL》

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2010nyuusatsu/3110proposal/2024-0606-1624-2.html>

①募集要項等配布

【配布期間】令和6年6月7日（金）～令和6年6月17日（月）

【確認資料】「募集要項（本要項）」及び「仕様書」

②質問書受付

質問書以外での質問は一切受付いたしませんので、内容確認がいるものについては必ず下記内容にて質問を行ってください。

【受付期間】令和6年6月7日（金）～令和6年6月17日（月）

【申込方法】

電子メールにて申し込みをしてください。

・メール件名：

「久留米市次期総合計画に係る市民意見聴取支援業務委託質問書送付【事業者名】」

・添付資料：質問書（別紙様式第1号）

・送付先：sousei@city.kurume.lg.jp

【備 考】

ア 送信後は電話連絡をし、市側へのメール送達を確認してください。

イ 質問は、市の回答とともに市公式ホームページに掲載します。

③質問に対する回答

【回 答 日】令和6年6月21日（金）【予定】

【回答方法】市公式ホームページに掲載

【備 考】回答内容は、この本募集要項を補完するものとします。

④参加申込書受付〔必須〕

【受付期間】令和6年6月7日（金）～令和6年6月17日（月）

（持参の場合は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までの間）

【受付方法】直接持参もしくは郵便

（「書留」「簡易書留」「レターパック」等書類の到着の確認が取れる方法に限る。受付期間内の必着。）のいずれかの方法による。

【提出書類】

ア～クの書類をまとめて提出すること。ただし、久留米市競争入札参加資格者名簿登録者の場合、オ～キは不要。提出する場合の各種証明は、参加申込期限から3カ月以内

に発行されたものに限る。

ア	参加申込書（別紙様式第 2 号）	1 部
イ	会社（業務）概要（別紙様式第 3 号）	1 部
ウ	参加資格調書（別紙様式第 4 号）	1 部
エ	役員等調書及び照会承諾書（別紙様式第 6 号）	1 部
オ	登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1 部
カ	納税（滞納なし）証明書（下記〔納税等証明書〕参照）	1 部
キ	委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合のみ）（別紙様式第 5 号）	1 部
《共同企業体の場合》		
ク	共同企業体結成予定書兼委任状（別紙様式第 9 号）	1 部

※代表者：ア、イ、ウ、キ、ク

※共同企業体に属する全ての構成員：エ、オ、カ

〔納税等証明書〕

参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類を提出。

入札等権限を委任する場合、所在地区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分			税区分		納税等証明書	
			税目		法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得 税、消費税及 び地方消費税		国税に未納が ない証明（納税 証明書その 3 の 3）	国税に未納がな い証明（納税証 明書その 3 の 2）
			福岡県税		福岡県税に未 納がない証明	福岡県税に未納 がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、 市県民税、 固定資産税、 軽自動車税		久留米市税に 滞納がない証 明	久留米市税及び 国民健康保険料 に滞納がない証 明
			久留米国保		国民健康保険	

（例 1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例 2：市外かつ県内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」の証明を提出）

【申込受付】

受付後は、参加申込書に記載のメールアドレスに受領確認のメールを送付するとともに、企画提案書（副）に記載すべき事業者名を久留米市から指定。

⑤書類審査の結果通知

【回 答 日】令和 6 年 6 月 2 6 日（水）

【回答方法】参加申込書記載の住所に書類審査の結果通知を送付

【備考】

書類審査に合格した者で、候補者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うものとする。

⑥企画提案書類の受付〔必須〕

【受付期間】令和6年6月7日（金）～令和6年6月28日（金）

（持参の場合は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までの間）

【受付方法】直接持参もしくは郵便

（「書留」「簡易書留」「レターパック」等書類の到着の確認が取れる方法に限る。受付期間内の必着。）のいずれかの方法による。

【提出書類】

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 久留米市次期総合計画策定に係る市民意見聴取支援業務委託企画提案書
（「7. 企画提案書作成方法」を参照） 8部

イ 価格提案書（別紙様式第7号） 1部

《アンケートフォームの運用経費が別途必要な場合》

ウ アンケートフォームの運用に係る価格提案書（別紙様式第8号） 1部

※ウは必要な場合のみ提出。その際、イにはウの金額は含まない。

⑦プレゼンテーション審査

【実施日】令和6年7月3日（水）

【実施場所】対象事業者に別途通知

【提案時間】15分

【質疑応答】10分

【参加人数】3人以内

【留意事項】

ア スクリーンを利用する場合は、市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。PCは事業者が用意すること。

イ プレゼンテーションにおいて、事業者名等が分かる口頭での説明や、画面上での会社名等の記載は行わないこと。

⑧優先交渉権者の決定

久留米市次期総合計画策定に係る市民意見聴取支援業務委託プロポーザル審査委員会で審査し（失格者を除く）、総合点が最も高いものを契約の相手方の候補者として選

定します。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止します。

なお、最高点の者が複数の場合は、次の順で候補者として選定します。

- i 「企画提案」の得点が高いもの
- ii 「実施体制」の得点が高いもの
- iii 「業務実績」の得点が高いもの基本方針
- iv 「基本方針」の得点が高いもの
- v 「価格提案」の得点が高いもの

【通知方法】プレゼンテーション審査を行った全てのものに対し、参加申込書記載の住所に最終審査の結果通知を送付

【通 知 日】令和6年7月5日（金）

7. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

- ア 表紙 「久留米市次期総合計画策定に係る市民意見聴取支援業務委託企画提案書」と記載。
- イ 様式 A4版縦型・両面印刷可・長辺綴じ。
資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にて綴込み
- ウ 文字 フォントサイズ11ポイント、横書き
(但し、図表中に使用する文字についてはこの限りでない)
- エ 提出部数 8部（正1部、副7部）。副7部は会社名を除く。
上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出。
- オ 制限枚数 表紙を除き、15ページ以内とする。
- カ ページ番号 企画提案書には必ずページ番号を付けること。

(2) 構成とポイント

- ア 提案書は、下表に示す構成とすること。
- イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ウ イメージ図等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- エ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

	構成	ポイント
1	基本方針	仕様書を踏まえた実施方針・業務工程について記載すること。
2	企画提案	仕様書に記載する各業務内容について、目的、内容、要件等も踏まえた上で最も有効と思われる提案とすること。 また、仕様書以外の内容についての提案があれば記載すること。

3	実施体制	本業務を確実に実施するための実施体制・担当者等の配置状況等について記載すること。 また、個人情報保護に関する認証等がある場合は、その旨を明記すること。
4	業務実績	平成26年度以降に実施した、本業務に活かすことのできる同種・類似の業務実績について記載すること。 但し、地方公共団体からの受託業務に限る。

(3) その他

参加申込書を提出した場合においても、提出期限までに提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

8. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が「3. 予算額」を超過した場合
- キ 評価点が6割を下回った場合

9. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

10. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「11. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

- ア 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

参加者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

1 1. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市総合政策部総合政策課（担当：権藤、高松）

電話 0942-30-9112 ファクシミリ 0942-30-9703

電子メールアドレス sousei@city.kurume.lg.jp